

付 議 第 2 号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和2年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

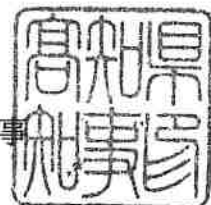
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



2 高政企第 80 号
令和 2 年 6 月 11 日

高知県教育長職務代理者 様

高 知 県 知 事



令和 2 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 2 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 令和 2 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月 日提出

高知県知事 瀧田 省司

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「(9)の2の項」を「(9)の4の項」に改める。

別表第1の(6)の項中「高等学校等」を「高等学校等（県外の高等学校等を含む。）」に改め、同表(7)の項中「高等学校等を」を「高等学校等（県外の高等学校等を含む。）を」に改め、同表(8)の項中「経済的理由から授業料の納付が困難となった」を削り、「対する授業料減免措置」を「対して授業料等減免措置」に改め、同表中

(9)の2 知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
----------	--

を

(9)の2 知事	県が実施する私立の高等学校等の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する授業料に係る支援金の
----------	--

	支給に関する事務であって規則で定めるもの
(9)の3 知事	県が実施する私立の高等学校等（県外の高等学校等を含む。）の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(9)の4 知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表(15)の項中「国公立の高等学校等」を「県立高等学校又は国公立の高等学校等（県外の高等学校等を含む。）」に改め、同表(16)の項中「高等学校等を」を「高等学校等（県外の高等学校等を含む。）を」に、「再び」を「再び県立高等学校又は」に改め、同表中

(18) 教育委員会	県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------------	--

を

(18) 教育委員会	県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(18)の2 教育委員会	県が実施する県立高等学校又は公立の高等学校の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する授業料に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(18)の3 教育委員会	県が実施する県立高等学校又は国公立の高等学校等（県外の高等学校等を含む。）の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する奨学のための給付金の支給に関

する事務であって規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、県民の利便の増進、行政事務の効率化等を図るため、国の個人情報保護委員会が定めている情報連携の対象となる独自利用事務の事例となっている事務のうち、県の機関において個人番号及び特定個人情報を利用することとする事務の追加等をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第3項の規定に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報のうち、県の機関が保有するものをいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人情報利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人情報利用事務実施者をいう。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第3項の規定に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報のうち、県の機関が保有するものをいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人情報利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人情報利用事務実施者をいう。

- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 県の機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関、高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第3条第2項の規定により置かれる公営企業局若しくは高知県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (7) 条例等 条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。第4条第5項及び第5条第2項において同じ。）をいう。
（個人番号及び特定個人情報の利用の範囲）
- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち県の機関が行うものとする。
- 2 法第9条第3項の規定により、前項の別表第1（6）の項から（9）の4の項まで及び（15）の項から（19）の項までに掲げる県の機関が行う事務については、当該県の機関以外の者（規則で定める者に限る。）に、当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行わせることができる。
- 3 別表第2の第1欄に掲げる県の機関は、当該県の機関が行う同

- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 県の機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関、高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第3条第2項の規定により置かれる公営企業局若しくは高知県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (7) 条例等 条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。第4条第5項及び第5条第2項において同じ。）をいう。
（個人番号及び特定個人情報の利用の範囲）
- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち県の機関が行うものとする。
- 2 法第9条第3項の規定により、前項の別表第1（6）の項から（9）の2の項まで及び（15）の項から（19）の項までに掲げる県の機関が行う事務については、当該県の機関以外の者（規則で定める者に限る。）に、当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行わせることができる。
- 3 別表第2の第1欄に掲げる県の機関は、当該県の機関が行う同

表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 県の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該県の機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

5 前2項の規定に基づき特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

1 県の機関	2 事務
(1)～(5) 略	略
(6) 知事	県が実施する <u>私立の高等学校等（県外の高等学校等を含む。）</u> に在学する高校生等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(7) 知事	県が実施する <u>高等学校等（県外の高等学校等を含む。）</u> を中途退学した後再び私立の高等

表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 県の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該県の機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

5 前2項の規定に基づき特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

1 県の機関	2 事務
(1)～(5) 略	略
(6) 知事	県が実施する <u>私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等</u> に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(7) 知事	県が実施する <u>高等学校等を中途退学した後再び私立の高等学校等</u> で学び直す者に対する高

(8) 知事	<p>学校等で学び直す者に対する高等学校等就学 支援金に相当する支援金の支給に関する事務 であって規則で定めるもの</p> <p>県が実施する児童生徒に対して<u>授業料等減免 措置</u>を実施する学校法人に対する補助金の交 付に関する事務であって規則で定めるもの</p>
(9) 知事	<p>県が実施する私立の高等学校等に在学する生 徒であって高等学校等就学支援金が支給され ないものに対する高等学校等就学支援金に相 当する支援金の支給に関する事務であって規 則で定めるもの</p>
(9)の2 知事	<p>県が実施する私立の高等学校等の専攻科に在 学する生徒であって低所得世帯に属するもの に対する<u>授業料に係る支援金の支給</u>に関する 事務であって規則で定めるもの</p>
(9)の3 知事	<p>県が実施する私立の高等学校等（県外の高等 学校等を含む。）の専攻科に在学する生徒で あって低所得世帯に属するものに対する<u>奨学 のための給付金の支給</u>に関する事務であって 規則で定めるもの</p>
(9)の4 知事	<p>県が実施する私立の小中学校等に在学する児 童生徒であって低所得世帯に属するものに対 する<u>教育に係る経済的負担の軽減に要する費 用に係る補助金の交付</u>に関する事務であって</p>

(8) 知事	<p>等学校等就学支援金に相当する支援金の支給 に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>県が実施する<u>経済的理由から授業料の納付が 困難</u>となった児童生徒に対して<u>授業料減免措 置</u>を実施する学校法人に対する補助金の交付 に関する事務であって規則で定めるもの</p>
(9) 知事	<p>県が実施する私立の高等学校等に在学する生 徒であって高等学校等就学支援金が支給され ないものに対する高等学校等就学支援金に相 当する支援金の支給に関する事務であって規 則で定めるもの</p>
(9)の2 知事	<p>県が実施する私立の小中学校等に在学する児 童生徒であって低所得世帯に属するものに対 する<u>教育に係る経済的負担の軽減に要する費 用に係る補助金の交付</u>に関する事務であって</p>

規則で定めるもの	
(10)～(14) 略	略
(15) 教育委員会	県が実施する <u>県立高等学校又は国公立の高等学校等（県外の高等学校等を含む。）</u> に在学する <u>高校生等の保護者等</u> に対する <u>奨学のため</u> の <u>給付金の支給</u> に関する <u>事務</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
(16) 教育委員会	県が実施する <u>高等学校等（県外の高等学校等を含む。）</u> を中途退学した <u>後再び県立高等学校又は公立の高等学校</u> で <u>学び直す者</u> に対する <u>高等学校等就学支援金</u> に相当する <u>支援金の支給</u> に関する <u>事務</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
(17) 教育委員会	県が実施する <u>家計急変</u> による <u>経済的理由</u> により <u>県立高等学校の授業料又は受講料の納付</u> が困難となった <u>生徒</u> に対する <u>当該授業料又は受講料の減免</u> に関する <u>事務</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
(18) 教育委員会	県が実施する <u>県立高等学校に在学する生徒</u> であって <u>高等学校等就学支援金</u> が <u>支給されないもの</u> に対する <u>県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額</u> の <u>支援金の支給</u> に関する <u>事務</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
(18)の2 教育委員会	県が実施する <u>県立高等学校又は公立の高等学校の専攻科に在学する生徒</u> であって <u>低所得世帯に属するもの</u> に対する <u>授業料に係る支援金</u>

規則で定めるもの	
(10)～(14) 略	略
(15) 教育委員会	県が実施する <u>国公立の高等学校等</u> に <u>在学する高校生等の保護者等</u> に対する <u>奨学のため</u> の <u>給付金の支給</u> に関する <u>事務</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
(16) 教育委員会	県が実施する <u>高等学校等を中途退学した後再び公立の高等学校</u> で <u>学び直す者</u> に対する <u>高等学校等就学支援金</u> に相当する <u>支援金の支給</u> に関する <u>事務</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
(17) 教育委員会	県が実施する <u>家計急変</u> による <u>経済的理由</u> により <u>県立高等学校の授業料又は受講料の納付</u> が困難となった <u>生徒</u> に対する <u>当該授業料又は受講料の減免</u> に関する <u>事務</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
(18) 教育委員会	県が実施する <u>県立高等学校に在学する生徒</u> であって <u>高等学校等就学支援金</u> が <u>支給されないもの</u> に対する <u>県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額</u> の <u>支援金の支給</u> に関する <u>事務</u> であって <u>規則で定めるもの</u>

	の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>0</u>	
(18)の3 教育委員会	県が実施する県立高等学校又は国公立の高等学校等（県外の高等学校等を含む。）の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(19) 教育委員会	県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

(19) 教育委員会	県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」(番号条例)の概要

番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の規定

(1)「マイナンバーの利用範囲」を以下のとおり規定(法第9条)

- ▶ 番号法別表第1に掲げる事務(法定利用事務)

<例>生活保護法による事務、法律による就学支援金の支給に関する事務等

- ▶ **地方公共団体が、条例で定める事務(独自利用事務)**

番号条例において、**20事務**を規定 (平成28年7月に19事務について条例を制定、平成29年に1事務を追加)

※ 国の個人情報保護委員会から示された情報連携の対象となる事務のみを規定

(2)「特定個人情報の提供」を以下の事務に制限(法第19条)

- ▶ 番号法別表第2に掲げる事務(法定連携)

- ▶ **個人情報保護委員会規則に基づく届出が認められた条例事務(規則連携)**

追加事務について

高知県私立学校授業料減免補助金の交付に関する事務

- ▶ 授業料等の減免措置を実施する学校法人に対し補助金を交付する事務(別表第1(8)の項)について、令和2年度から減免補助の対象に施設整備費等が追加された

高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

- ▶ 県内の私立及び公立の高等学校等の専攻科に在籍する、低所得世帯に属する生徒に対し、教育費の支援(①専攻科修学支援金 ②専攻科奨学給付金)を行う事務[※]

※支援金等の支給の申請の受理、審査、応答等に関する事務

- ▶ 令和2年2月28日付けの国の個人情報保護委員会の通知において、情報連携の対象となる事務に追加された

改正条例の概要

改正内容

上記事務について、県が個人番号を利用することができるよう番号条例に追加しようとするもの。

施行期日

規則で定める日

(情報提供ネットワークシステムの整備が完了し、情報連携が可能となる令和3年2月を予定)